

(別紙)

令和元年 6 月 27 日

答 弁 書

目次

【審査申出の趣旨に対する答弁】

【理由】

- 第 1 はじめに
- 第 2 ふるさと納税制度の趣旨及び地方税法改正の過程
- 第 3 地方税法改正の内容及び趣旨
- 第 4 本件告示 2 条 3 号が法律の委任の範囲内であること
- 第 5 泉佐野市が本件告示 2 条 3 号に該当しないとの総務大臣の判断が合理的であること
- 第 6 泉佐野市が返礼品を提供しない団体とは認められず，地方税法 37 条の 2 第 2 項の各基準に適合するとは認められないこと
- 第 7 まとめ

【審査申出の趣旨に対する答弁】

令和元年5月14日付けで相手方が泉佐野市について地方税法（昭和25年法律第226号）37条の2第2項及び314条の7第2項に係る地方団体に指定しなかったことが、違法ではなく、かつ、泉佐野市の自主性及び自立性を尊重する観点から不当ではないとの判断を求める。

【理 由】

第1 はじめに

審査申出人は、令和元年5月14日、総務大臣が、泉佐野市を地方税法37条の2第2項及び314条の7第2項（同条は、同法37条の2と同様の規定であることから、「地方税法37条の2」を意味する場合には、同法314条の7を含む趣旨である。以下同じ。）に係る地方団体（都道府県、市町村又は特別区をいう。以下同じ。）に指定しなかったこと（以下「本件不指定」という。）について、本件不指定の理由に係る平成31年総務省告示第179号（以下「本件告示」という。）2条3号が、同法37条の2第2項の委任の範囲を超え、裁量を逸脱又は濫用するものであり、無効であるなどと主張する。

しかしながら、本件告示2条3号は、同法37条の2第2項の規定による総務大臣に対する委任の範囲内にある。そして、①泉佐野市が同項の各基準に適合することを証する申出書及び添付書類を提出せず、また、②同市が本件告示2条3号に該当せず、さらに、③同市が同法37条の2第2項各号に掲げる基準に適合する団体としては認められないため、本件不指定は適法かつ相当なものであり、審査申出人の主張には理由がない（以下、上記①ないし③を、丸数字に準じて「本件不指定の理由①」などという。）。

以下では、ふるさと納税制度の趣旨及び地方税法改正の過程（第2）、地方税法改正の内容及び趣旨（第3）を述べた上で、本件告示2条3号が法律の委任の範囲内であることを示す（第4）。その上で、泉佐野市が本件告示2条3号に該当しないとの総務大臣の判断が合理的であること（本件不指定の理由②）

(第5), 泉佐野市が返礼品を提供しない団体とは認められず, 同法37条の2第2項の各基準に適合するとは認められないこと(本件不指定の理由①及び③)(第6)を主張する。

第2 ふるさと納税制度の趣旨及び地方税法改正の過程

1 制度の創設, 趣旨及び意義

(1) 「ふるさと納税制度」の概要

ふるさと納税制度(個人が地方団体に対する寄附金を支出した場合に, 当該寄附金について地方税法37条の2第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。以下同じ。)は, 個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に, 当該寄附金のうち2,000円を超える額について, 所得税の所得控除(所得税法(昭和40年法律第33号)78条)及び個人住民税の10%の税額控除に特例控除額を上乗せすることによって, 原則として, 2,000円を除いた寄附金額の全額を控除することとするものである(地方税法37条の2第1項1号, 同条2項)。

(2) 創設に至る経緯

ア ふるさと納税制度は, 平成19年5月, 当時の総務大臣の, 今は都会に住んでいても, 自分を育ててくれた「ふるさと」に, 自分の意思で, いくらでも納税できる制度があってもいいのではないかという問題提起から始まった。(乙1)

同年6月には, 総務省に「ふるさと納税研究会」(以下「研究会」という。)が設置された。(乙2)

研究会は, 地方団体の長などから, 都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないか, 生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないかとの意見が, また, 都会で生活している納税者からも, 自分が生まれ育ったふるさとに貢献をしたい, 自分と関わりの深い地域を応援したいとの意見が寄せられている

ことを踏まえ、このような「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け、幅広く研究するために、総務大臣のもとに開催された。(乙2)

イ 研究会は、平成19年6月1日以降、計9回にわたって検討・議論を行い、同年10月、ふるさと納税の基本的な考え方を整理し、報告書を取りまとめた。(乙1)

平成20年度税制改正に向けた与党税制調査会において、同報告書の内容を踏まえて議論が行われた結果、平成19年12月13日に取りまとめられた平成20年度与党税制改正大綱において、「個人住民税の寄附金税制、『ふるさと納税』」として、「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを導入することとされた。(乙3)

ウ これを踏まえ、平成20年に開会した第169回通常国会に、ふるさと納税制度を創設する内容が盛り込まれた地方税法等の一部を改正する法律案が提出され、同年4月30日に成立し、同日公布され、ふるさと納税制度が創設されることとなった。

(3) ふるさと納税制度の趣旨及びふるさと納税制度が存続する前提等

ア ふるさと納税制度の趣旨

ふるさと納税制度の趣旨は、研究会の報告書(乙1)及び上記の税制改正大綱にあるように、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることにある。

なお、地方団体間の税収格差の是正であるとの主張が行われることがあるが、過去の国会における政府答弁や総務大臣通知等において明らかにされてきたように、ふるさと納税制度が広まることにより、結果として格差

是正につながることはあっても、格差是正自体を制度の目的とするものではない。(乙1, 3~6)

イ 都市と地方それぞれが制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度であること

ふるさと納税制度は、税制上の寄附金控除の仕組みを活用しているため、寄附者の住所地以外の地方団体に対してふるさと納税が行われる場合には、寄附者の住所地の地方団体に納められるべき税収の減少を伴うこととなる¹。

減収となる都市部の地方団体としては、自らの団体の住民の中に地方部にふるさとや強いつながりを持つ者が多数いるという事実を受け止めつつ、本来は自らの団体に納められるべき税収の一部が、寄附金の募集を適正に行う地方団体において、制度本来の趣旨に沿って地域の活性化のために有効に活用され、我が国全体の地方創生に寄与する場合に限って、この制度に対して一定の理解をし得るものと考えられる。

また、ふるさと納税を受領した地方団体としては、いわば、他の地方団体に納められるべき税金を原資とした寄附金を受領するものであることから、当該他の地方団体の理解が得られるような適正な方法で寄附金の募集を実施するとともに、当該寄附金の用途については税と同程度の高い公益性を持たせ、最大限その地域の活性化のために用いることが求められる。

すなわち、ふるさと納税制度においては、地方団体が納税者の期待に応

¹ 実際に、ふるさと納税制度によって、総論的には、都市部の地方団体において税収が減少する傾向が見られており、平成30年度の個人住民税の課税に当たっては、全国で2,448億円の控除が行われ、都道府県別で見ると、控除額が大きい方から、東京都で646億円、神奈川県で257億円、大阪府で212億円(いずれも道府県民税(都民税を含む。)と市町村民税(特別区民税を含む。)の計)となっている。市町村別で見れば、控除額が大きい方から、横浜市104億円、名古屋市61億円、大阪市55億円の控除額となっており、こうした状況を受けて、(乙49, 50)都市部の地方団体からは、「なりふり構わない方法によって募集を行う一部の地方団体に寄附金が集中」、「基幹的な収入である住民税が大幅に減少し、財政運営に大きな影響」との声も上げられている。(乙51)

えられるような施策を行い，多くの人々にその魅力をアピールし，更にそれを納税者のふるさと納税への意識の涵養につなげていくという形で，地方団体が様々な行政施策を実施することで地域の活性化，内発的発展を促していくという好循環を作り出していくことが期待されるものであり，いやしくもふるさと納税の寄附金額の増大だけを最優先の目的とした過剰な宣伝や誘引によって寄附金を募るようなことは全く制度の予定するところではなく，制度の趣旨に反するものである。

こうした意味において，ふるさと納税は，都市と地方それぞれの地方団体が制度の趣旨を踏まえた健全な対応を行い，地方団体相互の公平性を保ちながら制度運用をすることによって成り立つ制度であるということが出来る。ふるさと納税制度の存続のためには，ふるさと納税に携わる全ての地方団体がこれを理解することが必要不可欠である。

ウ 地方財政法との関係

地方財政法(昭和23年法律第109号)2条1項は、「地方公共団体は，その財政の健全な運営に努め，いやしくも国の政策に反し，又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。」と規定する。もとより，地方自治の本旨に基づいて認められている地方団体の自主性も，一つの国家組織のうちにおいて認められるものである以上，無制限に許されるものではなく，地方団体は，常にあらゆる問題について，当該団体の利害にのみとらわれることなく，国家全体の利害や他の地方団体の正常な財政運営に与える影響をも考慮しつつ行動すべきである。

こうした規定を背景に，研究会も，地方団体がふるさと納税制度を濫用するおそれへの懸念を認識しつつも，各地方団体の良識ある行動に期待することとし，直ちに法令上の規制の設定が必要とまでの結論を出さなかったものである。(乙1)

地方財政法 2 条 1 項に規定する「国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策」の解釈として、「例えば、自己の団体に属する職員の給与は、当該団体みずから決定し得るとしても、国家公務員及び他の地方公共団体の職員のそれとの均衡を考えずに著しく高額な給与を支給するがごときは本条に違背するものであると考えられる。」、「地方公共団体が、税の徴収において課税免除、不均一課税、超過課税を行うことは、地方税法上一定の要件の下に認められているが、その内容及び程度が本条の規定の趣旨を逸脱することのないよう取り扱われるべきである。」とされている（石原信雄，二橋正弘著「新版 地方財政法逐条解説」）。こうした例示と比較をすると、自らの地方団体の寄附金収入の確保・増大のみを目的化して、制度の趣旨に反する募集の方法によって、住所地団体の税収を大きく減少させることや、他の地方団体に支出されるべき寄附金を自らの団体に招来すること、自らの団体の周辺の地方団体にも不適切な募集を行わせる誘引となること等、他の地方団体に与える悪影響を顧みずに、著しく多額の寄附金を集めることは、地方財政法 2 条 1 項の趣旨に照らしても相当とはいえない。（乙 7）

2 地方税法改正に至る経緯

地方税法改正に係る事実経過は、以下のとおりである。

(1) 背景事情及び平成 28 年度までの見直しを巡る状況

ア 背景事情

ふるさと納税制度の施行後、徐々に、地方団体が寄附者に対して地域の特産品等を提供する取組が広がってきた。一部の地方団体が、多額の寄附金を集めることを目的として、寄附額に対する返礼割合（寄附金に占める返礼品等の調達に要する費用の額の割合をいう。以下同じ。）の高い返礼品を提供し始めたこと等により、他の地方団体にもそうした取組が波及して次第にエスカレートしていった。

こうした状況について、地方団体が豪華な返礼品を提供する取組がテレビ番組等で繰り返し紹介されるようになったこともあり、各種報道や国会での議論において、地方団体が競って豪華な返礼品を提供することを問題として指摘する声が挙がり、地方財政審議会²も、複数回にわたって、制度の健全な運用の必要性について、意見を取りまとめた。(乙8, 9)

総務省は、平成25年以降、事務連絡や総務大臣通知の発出、各ブロック別の市長会総会、市町村長に対する講演や市町村長が出席する会議等様々な機会を通じて、ふるさと納税制度を存続させるために、本来のふるさと納税制度の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うよう、地方団体に対して繰り返し求めた。(乙4, 5, 10, 11)

イ 平成28年度までの制度見直しを巡る状況

平成28年度には、1,156団体(全団体の64.7%)が返礼割合3割を超える返礼品を提供する事態となり、地方団体の長で構成する団体などから、「返礼は節度を持って対応すべきであると考えているものの、現状においては、自治体の自主性に任せているだけでの適正化は困難であり、国において、返礼品に対する一定の基準やルールを設けるべきとする都市が多い。」(全国市長会)、「過度の返礼品競争は本来の制度の趣旨から問題があり、国による返礼品の全国的な一定の基準、ルール等を設けるべきである。」(全国町村会)といった声が寄せられた。(乙12~14)

(2) 平成29年度における制度見直しを巡る状況

ア 地方団体間の返礼品競争の過熱を受けて、平成29年4月1日、総務大

² 地方財政審議会は、総務省設置法(平成11年法律第91号)に基づき総務省に置かれた国家行政組織法(昭和23年法律第120号)8条所定の機関であり、地方税財政に関する重要事項の審議、これらの事項に関して総務大臣への勧告等を所掌する(総務省設置法8条、同法9条)。

地方財政審議会の委員は、全国知事会等いわゆる地方六団体(全国知事会・全国市長会・全国町村会、全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会)からの推薦者を含む、地方自治に関して優れた識見を有する者から、両議院の同意を得て、総務大臣により任命され、5名により構成される(総務省設置法10条、12条1項、2項)。

臣通知（「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付け総務大臣通知。総税市第28号。以下「平成29年通知」という。))が発出された。

平成29年通知では、地方団体に対し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を要請した上で、返礼割合に関しては、「社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。」と具体的な水準が示された。(乙4)

イ 平成29年通知を受けて、全国市長会は、平成29年4月12日に「過熱する自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題も指摘されており、現在の状況が続けば、制度の存続自体が危惧されるところである。(略)この制度を健全に発展させ、継続的に維持できるよう、我々都市自治体は、制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく所存である。」との会長代理コメント（「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」）を発表した。(乙15)

また、全国町村会は、同月26日に、「全国町村会は、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させ、真に地方創生等につながる仕組みとして活用していくため、総務大臣通知に沿って、責任と良識のある対応をしていくことを申し合わせる。」との内容の申し合わせ（「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（申し合わせ）」）をした。(乙16)

ウ 総務省は、平成29年5月、ふるさと納税制度の健全な運用を進めるため、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を提供している一部の地方団体に対し、個別に、返礼品の提供を見直し、今後の見直し方針等を報告するよう求めたが、平成29年度の後半になっても、依然として、一部の地方団体において、返礼割合が高い返礼品を始めとして、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品が提供されている状況が見受けられた。また、同

時期には、他の地方団体において長い間ブランド化に取り組んできた特産品が他の地方団体の返礼品として取り扱われた事例やカタログギフトを返礼品として提供する事例、海外からの輸入品を返礼品とする事例等が報じられ、批判的な意見が寄せられた。(乙17, 18)

(3) 平成30年度における制度見直しを巡る状況

ア 平成30年4月1日に、ふるさと納税に係る返礼品の送付等に特化した内容として2度目となる総務大臣通知(「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付け総務大臣通知。総税市第37号。以下「平成30年通知」という。))が発出された。

平成30年通知では、「依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いいたします。」と、地方団体に対し、改めて制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を徹底するよう要請するとともに、「地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。」とし、返礼品を送付する場合には、いわゆる「地場産品」とするよう要請した。(乙5)

イ 平成30年通知を受けて、全国市長会は、平成30年4月11日、平成29年における会長代理コメント同旨の会長コメント(「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」)を発表した。(乙19)

また、全国町村会は、同月 5 日に、「管内町村に対し、今般の総務大臣通知の内容を周知いただき、返礼品の送付等については、責任と良識ある対応をいただきますようお願い申し上げます。」との各都道府県町村会長宛会長通知（「ふるさと納税の返礼品の送付等に係る対応について」）を発出した。（乙 2 0）

ウ 総務省は、平成 3 0 年 7 月、平成 2 9 年度実績に係るふるさと納税の現況調査結果を公表した際、平成 2 9 年通知を踏まえた市区町村の対応状況について、「返礼割合 3 割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品をいずれも送付している市区町村で、平成 3 0 年 8 月までに見直す意向がなく、平成 2 9 年度受入額が 1 0 億円以上の市区町村」として泉佐野市を含む 1 2 地方団体の名称を公表するとともに、このままの事態が継続すれば、ふるさと納税に対するイメージが傷つき、制度そのものが否定されることにもなりかねないので、必要な見直しを速やかに行うよう要請した。（乙 2 1、2 2）

エ そのような経緯の中で、平成 3 0 年 9 月 1 日現在の返礼品の見直し状況を調査して取りまとめたところ、全国的な見直しが進んでいる中で、一部の地方団体では、依然として趣旨に沿わない返礼品を提供し続けている実態が明らかとなった。（乙 2 3）

また、趣旨に沿った返礼品とするように見直しを行った地方団体からは、平成 2 9 年度から平成 3 0 年度にかけて、①不公平感を無くしてもらいたい、②公平な仕組みの下で、全地方団体がルールを遵守すれば、自身の地方団体に対する納税も増えるはずである、③返礼品によって寄附をどんどん集める一部自治体の極端なやり方により、制度が歪んでおり、きちんと是正して、適正な運用を図る必要があるなどの意見が示された。（乙 2 4）

オ こうした状況を踏まえ、同年 9 月 1 1 日の閣議後記者会見において、総務大臣は、「過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体に

については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することといたしました。総務省において、見直し案を取りまとめ、与党の税制調査会においてご議論いただきたいと思っております。」と発表した。

(乙25)

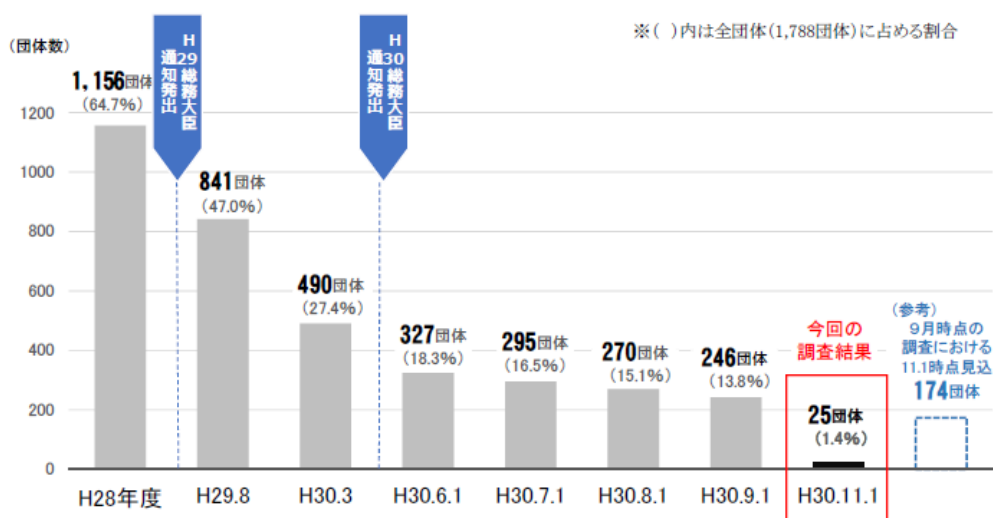
また、総務省は、同日、ふるさと納税制度の趣旨に反する運用をしている一部の地方団体（泉佐野市を含む。）に対して、「返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判が高まっており、同制度は、存立の危機にあります。このまま貴団体を含む一部の地方団体において、制度の趣旨に反するような返礼品を送付する状況が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷付き、制度そのものが否定されることになりかねません。」と懸念を伝えた上で、「総務省として、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討する」旨を記載し、「貴職におかれては、今般、総務省が制度の見直しを検討せざるを得なくなった現状を認識していただき、貴団体の返礼品について、一日も早く、見直しを行っていただくようお願いします。」と要請するとともに、「貴団体における見直しの取組内容等については、平成30年11月1日時点で調査を実施する予定」であることを明記した通知（「ふるさと納税に係る返礼品の見直し要請等について」（平成30年9月11日付け総務省自治税務局市町村税課長通知。総税市第74号。以下「平成30年9月通知」という。))を発出した。(乙26)

カ 総務省は、同年10月、各地方団体に対し、「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について」（平成30年10月16日付け総務省自治税務局市町村税課長通知。総税市第90号。）を送付し、平成30年11月1日時点の返礼品の送付状況を調査したところ、泉佐野市は回答を拒否したほか、全1,788団体のうち25団体（約1.4%）が、返礼割合3割を

超える返礼品を提供しており、一部の地方団体（泉佐野市を含む。）が多額の寄附金を集める状況が続いていることが確認された。（乙14，27）

なお、平成28年度以降に、返礼割合3割超の返礼品を送付している団体の推移は、以下の図のとおりである。（乙14）

【返礼割合3割超の返礼品を送付している団体数の推移】



※「返礼割合」は、返礼品の調達に係る費用とは異なる名目であっても、寄附額に応じて事業者に支出されるなど、実質的に返礼品の調達に係る費用と見なされるものを含めて算出している。

キ 平成30年11月20日に開催された地方財政審議会において、ふるさと納税制度の問題点について、「多くの地方自治体が真摯に見直し要請に応じる一方で、依然として一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が続いていることを踏まえれば、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った形での運用が行われるように、制度的な対応を講じることが必要である。」との意見が取りまとめられ、寄附金の募集を適正に行う地方団体をふるさと納税の対象とするよう、与党税制調査会にふるさと納税制度の見直し案を諮ることとした。（乙28）

ク 与党税制調査会における審議の末、同年12月14日に取りまとめられた平成31年度与党税制改正大綱にふるさと納税制度の見直しが盛り込ま

れた。同内容は、同月24日に、政府の税制改正の大綱として閣議決定され、これを踏まえ、制度見直し案を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律案」（以下「地方税法改正法案」という。）が、平成31年2月8日に閣議決定され、第198回通常国会に提出された。（乙29，30）

地方税法改正法案の審議において、ふるさと納税制度の趣旨に反する寄附金の募集が問題視される中で、360億円もの寄附金を集めた自治体があり、他の自治体にも影響があること、ふるさと納税制度の趣旨に反して著しく多額の寄附を集め、他の地方団体の税収を大きく減少させるような場合は、地方財政法2条1項に抵触するおそれがあることなどが議論された。（乙6）

ケ 同国会における審議を経た上で、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成31年法律第2号）（以下「地方税法改正法」という。）は、同年3月27日に成立、同月29日に公布され（ふるさと納税制度の見直しに係る部分については、原則令和元年6月1日施行）、ふるさと納税制度の見直しが行われることとなった。

(4) 一部の地方団体における寄附金募集の方法及び寄附金額

ア 各地方団体は、主に平成29年度以降、自主的に、又は、前述した総務省による多数の要請を受けて、ふるさと納税制度の趣旨に沿った運用をするようになった。（乙14）

そのような状況において、一部の地方団体は、返礼割合3割超の返礼品や地場産品以外の金券類の提供等、税額控除の対象となる寄附金として扱うにふさわしくない、ふるさと納税制度の趣旨に反する募集の運用を継続した。（乙14）

結果として令和元年度における総務大臣による指定（令和元年5月14日）において1年4ヶ月指定となった地方団体（以下「1年4ヶ月指定団体」という。）と不指定になった4団体（泉佐野市を含む。）とを比べる

と、平成29年度においては、1年4ヶ月指定団体の寄附受入額の平均が1億5,930万円であるのに対して、今般不指定となった4団体（泉佐野市を含む。）の平均が59億2,367万円と約37倍、平成30年度³においては、1年4ヶ月指定団体の寄附受入額の平均が1億7,362万円であるのに対して、不指定となった4団体（泉佐野市を含む。）においては平均で277億9,959万円と約160倍となり、不当な募集による差は著しく拡大した（下記図参照）。（乙31）

【指定3類型毎の受入額(1団体平均)の推移】

（単位：千円）

地方団体の類型	団体数	平成29年度	平成30年度
①指定(1年4ヶ月)※	1,740	159,309	173,625
②指定(4ヶ月)	43	1,494,542	2,298,662
③不指定	4	5,923,676	27,799,959

※東京都については申出が無かったため、平成30年度の受入額には含まれておらず、1団体平均を算出する団体数にも含めていない。

ふるさと納税に係る寄附金の総額は、平成29年度には約3,653億円であったものが、平成30年度に5,000億円前後と40%弱増加したが、1年4ヶ月指定団体の寄附受入額の平均の伸び率は10%未満と大きな変化がなかったことからすると、趣旨に沿わない募集を継続する一部の地方団体にあまりにも極端に寄附金が集中する事態となった。そして、不指定になった4団体（泉佐野市を含む。）の寄附金の募集方法は、返礼割合3割超の返礼品及び地場産品に該当しない返礼品を提供することに加え、平成30年11月以降においては、ほとんどの地方団体が見直しを進

³平成30年度におけるふるさと納税受入額の数値は、出納整理期間を経ていない平成31年4月上旬の段階で、各地方団体から提出のあった指定に係る申出書等において報告された数値であり、実際の決算（見込）額とは異なる可能性がある。以下、平成30年度における受入額の数値については全て同じ。

める中で、Amazon ギフト券などの金券類を新たに返礼品として寄附金を募集しており、結果として上記のような多額の寄附額を集めている。（乙 3 2, 4 1）

イ このような、一部の地方団体の募集方法に対し、国会や制度趣旨に沿った運用をしていた各地方団体の長からも、公平性を害する旨の意見が表明されていたのは、前記(3)のエ及びクで述べたとおりである。

(5) 本件告示の策定

ア 地方税法 37 条の 2 第 2 項柱書の「寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」（以下「適正募集基準」という。）その他同項に係る基準は、総務大臣が同条 8 項の規定に基づき、地方財政審議会の意見を聴いた上で、定めるとされている。

イ 地方財政審議会では、平成 31 年 3 月 22 日、同月 26 日及び翌 27 日と 3 回にわたって審議が行われ、適正募集基準その他地方税法 37 条の 2 第 2 項に関する基準に係る告示案（本件告示と同様のもの。）は妥当であるとの結論が得られた。（乙 3 3～3 5）

上記審議の中では、ふるさと納税制度の趣旨や、今回の制度見直しに至った経緯等が確認され、また、平成 30 年 11 月以降に返礼割合 3 割超又は地場産品以外の返礼品によって集めた寄附金の額等について、正確な数値及び同月以降の地方団体の具体的な取組内容をしっかりと把握した上で、どのような地方団体が同基準に該当するかを丁寧に検討するものとされた。（乙 3 3～3 5）

同審議会は、上記のような審議を経て、平成 31 年 3 月 27 日、平成 30 年 11 月 1 日から申出書の提出日までの事情を考慮することとした本件告示 2 条 3 号を含め、本件告示の案を了承した。（乙 3 5）

上記審議会では、「基準告示の『著しく多額』の実際の適用に当たっては、どのような団体がこの基準に適合するのか、明確に説明できるようにすべ

き。」「今回のふるさと納税の制度見直しは、この制度が我が国の社会経済に与えている現況を踏まえつつ、制度本来の趣旨に沿った適正な運用を実現するための対応策として、必要なものだと考えられる。」等の指摘があった。(乙34, 35)

ウ 総務大臣による指定団体の指定については、令和元年5月10日及び同月14日の2回にわたって、平成30年度のふるさと納税受入額、平成30年11月1日から平成31年3月31日までににおけるふるさと納税受入額、平成30年11月1日から平成31年3月31日までににおけるふるさと納税受入額のうち返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品に係るふるさと納税受入額等の客観的な情報を基に地方財政審議会の審議が行われた。(乙36, 37)

令和元年5月10日の地方財政審議会においては、指定の基準に関し、「基準告示第2条第3号の「他の地方団体に比して著しく多額」という部分について、過度な返礼品等によって、制度趣旨に沿った方法で募集を行う団体が1年間で最大限集められると考えられる額や、そうした団体が集められる平均的な額を大きく上回る額を集めるような団体については、指定基準に適合する団体とは認めがたい」旨の意見交換が行われ、委員からは「指定団体、不指定団体を分ける基準については、客観的でわかりやすいものとすべきではないか。」との意見が出た。(乙36)

前記の議論も踏まえ、同年5月14日の地方財政審議会においては、泉佐野市を含む4市町を不指定とすることについて審議が行われた。同日の審議において、同月10日の審議も踏まえ、本件告示2条3号の「著しく多額」の解釈として、平成30年度において、「返礼割合3割以下」かつ「地場産品」の返礼品を提供して募集を行った地方団体について、最も多くの寄附金を受領した地方団体の受入額が約49億5,705万円であること、同様の募集を行った地方団体の受入額の平均が1億円強であることを総合

的に勘案すれば，平成30年11月1日から平成31年3月31日までの5か月間で50億円以上集めたことは，指定の基準に規定する「著しく多額」に該当することとする旨が了承された。（乙37）

第3 地方税法改正の内容及び趣旨

1 地方税法改正の概要（趣旨）

地方税法改正法による改正前のふるさと納税制度では，全ての地方団体に対して同制度が適用され，それらの団体に支出された寄附金全てが特例控除額の上乗せの対象とされていた。

しかしながら，前記第2のとおり，ほとんどの地方団体が見直しを進める中で，一部の地方団体が，返礼割合の高い返礼品を提供することによって多額の寄附金を集める状態が継続し，各地方団体間の公平性が失われ，地方財政法2条1項の規定との関係が問われるような事態になり，ふるさと納税制度そのものの存続が危ぶまれるような状況に至った。

そもそも，全ての地方団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本として地方自治法（昭和22年法律第67号）において位置付けられた公的団体であるところ，ふるさと納税制度は，地方財政法2条1項に規定する地方財政運営に関する基本的な原則に則り，適切かつ健全に運用されることを前提としている。

このため，同制度を存続させ，制度本来の趣旨に沿った健全かつ公平な制度運用を実現すべく，地方税法を改正して，制度趣旨を理解し，制度趣旨に沿った方法によってふるさと納税の募集を行う地方団体をふるさと納税の対象となる地方団体として総務大臣が指定することとし，ふるさと納税指定制度を導入した（具体的には，地方税法37条の2第2項ないし10項が新設された。）。

2 改正の具体的な内容

(1) 2項

ア 地方税法37条の2第2項は，総務大臣が制度趣旨を理解し，制度趣旨に沿った方法によってふるさと納税の募集を行う地方団体を指定するも

のと定めるとともに、その指定の基準として、次の①ないし③の基準を定め、地方団体が返礼品等を提供する場合には①ないし③の各基準に、返礼品等を提供しない場合には①の基準に、それぞれ適合することが必要であるものとしている。

- ① 募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（適正募集基準。同法 37 条の 2 第 2 項柱書）
- ② 地方団体が個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該地方団体が受領した当該寄附金の額の 100 分の 30 に相当する金額以下であること（以下「返礼割合 3 割以下基準」という。同法 37 条の 2 第 2 項 1 号）
- ③ 地方団体が提供する返礼品等が当該地方団体の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、総務大臣が定める基準に適合するものであること（以下「地場産品基準」といい、適正募集基準、返礼割合 3 割以下基準及び「地場産品基準」を総称して「指定基準」という。同法 37 条の 2 第 2 項 2 号）

イ 上記指定基準のうち、以下の内容については、総務大臣に委任されており、後記本件告示において、これらの基準の具体的な内容を定めている。

(ア) 適正募集基準の具体的な内容

(イ) 返礼品等の「その他これらに類するもの」の詳細

(ウ) 返礼割合 3 割以下基準における返礼品等の調達に要する費用の算定方法

(エ) 地場産品基準の具体的な内容

(2) 3 項

同条 3 項は、総務大臣において、同条 2 項の指定を受けようとする当該地方団体が指定基準に適合するか否かを判断するため、指定を受けようとする

地方団体は、総務大臣に対し、寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書及び指定基準に適合していることを証する書類を総務大臣に提出しなければならないものと定めている。

(3) 4項以下

同条4項以下では、次の定め等がされている。

- ア 総務大臣は、指定をした地方団体に対し、ふるさと納税の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる（同条5項）。
- イ 総務大臣は、指定をした地方団体が指定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき又は同条5項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる（同条6項）。
- ウ 同条6項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない地方団体は、指定を受けることができない（同条4項）。
- エ 総務大臣は、指定基準等の設定、変更若しくは廃止又は対象団体の指定若しくは指定の取消しをする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない（同条8項）。

(4) 施行期日

地方税法改正法で導入したふるさと納税指定制度は、返礼品競争の過熱という課題に対応するために、可能な限り早期に施行する必要がある一方で、対象となる地方団体を指定するための諸手続を行うための期間が必要であったこと、また、対象となる地方団体を告示してから実際に適用するまでの間に、広く国民に対して周知するために一定の期間を経る必要があったことから、施行期日は令和元年6月1日とされた（乙6）。

3 地方税法改正の個別の規定等の趣旨

(1) 客観的な情報を考慮する必要性について

前記第2の2の地方税法改正に至る経緯を踏まえれば、指定制度を通じて、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った健全かつ公平な制度運用を実現する

ために、総務大臣は、指定の対象となる期間を通じて、継続的に指定基準に適合した募集を行う地方団体として認められるものに限って指定をすることが地方税法の改正の趣旨に沿うものというべきである。

そして、継続的に指定基準に適合した募集を行う地方団体として認められるか否かについては、各地方団体からの主観的な説明のみによることなく、当該地方団体の募集の取組実績等の客観的な情報を考慮して判断する必要がある。(乙6)

この点、他の既存の寄附金控除の仕組みにおいても、税制上の支援対象を決定する際に、過去の実績を勘案して判断している。例えば、

① 平成13年に特定非営利活動法人に対する寄附金を寄附金控除の対象とした際には、「特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資すること」(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)66条の11の2(改正前))とする法律上の要件について、直近2事業年度等における総収入に占める寄附金収入の割合が1/3以上であること、現在及び直近2事業年度等における事業活動として、法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと等の過去の実績を基に判断している(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)39条の22の2(改正前))。(乙38)

② また、平成28年に公立大学法人等に対する寄附金税額控除が創設された際には、「その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていること」(租税特別措置法41条の18の3)とする法律上の要件について、実績判定期間(原則5年、制度施行から3年間は2年)における経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が1/5以上であること、又は、年間3,000円以上寄附した者の人数が年平均100人以上であることに加えて、実績判定期間内の日を含む各事

業年度の寄附者名簿を作成・保存していることといった過去の実績を基に判断している（租税特別措置法施行令26条の28の2）。（乙39）

以上の2例については、いずれも、制度創設時において、法施行前の状況を基にして判断しているものである。

地方税法37条の2第3項は、今般の地方税法改正の趣旨を踏まえて、指定を受けようとする地方団体に対し、募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に加えて、指定基準に適合することを証する書類の提出を義務付けている。

仮に、地方団体が将来どのような募集を行うかという点のみによって指定の可否を決定するとすれば、単に地方団体からの申出のみで足りると解されるところ、同項においては指定基準に適合していることを証する書類の提出を求めているのであって、このことから、法が地方団体の過去の取組状況を勘案して当該地方団体の指定の可否を決定することを予定しているものといえる。

(2) 返礼割合3割以下基準の趣旨について

返礼割合3割以下基準は、平成29年通知を発出する際に、返礼割合の高い返礼品を提供せず平均的な取組を行っていると考えられる地方団体（ふるさと納税受入額の上位100団体を除いた団体）における返礼割合がおおむね3割であったこと等を踏まえて設定されたものである。（乙40）

その後、複数回にわたって、地方団体に対して良識のある対応が要請されてきた結果、平成30年度後半になってからは、ほとんどの地方団体の返礼割合が3割以下となっている状況にある。（乙14，41）

また、前記第2の1のふるさと納税制度の趣旨を踏まえれば、寄附先の地域を応援したいという納税者の思いに応えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域の活性化のために活用されることが相当であり、返礼品の調達以外の送付料や広告料等の費用が平均で2割弱であることを考

慮すれば、返礼割合 3 割以下基準は、ふるさと納税制度の趣旨に沿う、合理的なものといえることができる。(乙 2 1)

(3) 地場産品基準の趣旨について

前記第 2 のとおり、ふるさと納税制度は、本来は住所地である地方団体に納めるべき個人住民税の一部をふるさと等の地方団体へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることからすれば、寄附金を受領した地方団体における寄附金の使途にも、税と同程度の高い公益性が求められるべきといえる。

このため、地方団体において、返礼品を提供する場合には、当該返礼品そのものが当該地方団体の地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要であるものというべきである。

また、前記第 2 の 1 のとおり、ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体に対する感謝や応援の気持ちを伝える制度であり、返礼品の提供は、寄附金を集める手段としてではなく、本来的には、寄附をしていただいた方に対する御礼の意を示すことを趣旨として行われることで許容されるものである。このような事情を踏まえれば、当該地方団体の地場産の物品等を御礼の品とすることが適切であるものというべきである。

さらに、前記第 2 のとおり、一部の地方団体において、国外や他の地方団体の地場産品を返礼品として数多く取り扱っていることが、返礼品競争を過熱させた要因となっていたことも踏まえると、上記のような取扱いを早急に是正することがふるさと納税制度の趣旨からも求められていたものといえることができる。

4 本件告示の概要

(1) 1 条（趣旨）

本件告示 1 条は、前記第 2 の 1 のとおり、ふるさと納税制度の趣旨が、寄附を行う納税者において、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若し

くは応援する気持ちを伝え又は税の使途を自らの意思で決めることを可能とすることにあることを改めて確認した上で、本件告示が、かかる制度の趣旨に沿った適切な運用を行うためのものであることを定めている。

(2) 2条（募集の適正な実施に係る基準）

本件告示2条は、地方税法37条の2第2項柱書の適正募集基準の具体的内容を定めるものである。

具体的には、本件告示2条1号は、特定の者に対して経済的利益の供与を約して寄附者を紹介させる等の不当な方法による募集（同号イ）、返礼品を強調して誘引する宣伝広告（同号ロ）、寄附先の適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供（同号ハ）などの取組を行わないこと、同条2号は、募集に要した費用の額の合計額が寄附金の5割以下であること、同条3号は、平成30年11月1日から地方税法37条の2第3項に規定する申出書の提出日までの間に、本件告示1条に規定する趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領した地方団体でないことを定めている。

(3) 3条（地方税法37条の2第2項の総務大臣が定めるもの）

本件告示3条は、地方税法37条の2第2項の返礼品等の内容として、物品又は役務と交換させるために提供するものと定めている。

(4) 4条（返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法）

本件告示4条は、返礼品等の調達に要する費用の額の算定方法として、個別の返礼品の調達のために現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする旨（同条1号）、当該地方団体が自ら提供する役務の場合には、当該役務の提供等に関して通常要する額とする旨（同条2号）を定めている。

(5) 5条（地方税法37条の2第2項2号の総務大臣が定める基準）

本件告示5条は、地方税法37条の2第2項2号の「都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」（いわゆる地場産品）に係る「総務大臣が定める基準」の内容を定めるものである。

具体的には、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から基準を定めており、当該地方団体の区域内において生産されたものであること（1号）、当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること（2号）等の同条1号ないし9号の要件のいずれかに該当する返礼品であることを基準としているものである。

第4 本件告示2条3号が法律の委任の範囲内であること

1 はじめに

審査申出人は、本件告示2条3号が総務大臣の裁量を逸脱又は濫用するものであるから無効であるとして、本件告示2条3号が地方税法37条の2第2項の委任の範囲を超える旨主張する。

しかしながら、今般のふるさと納税制度の変更に係る地方税法改正は、前記第3の1で述べたとおり、高額な返礼品や過剰に返礼品の価値を強調する募集等により、地方税法上の制度としてのふるさと納税の趣旨に反する方法により、著しく多額の寄附金を受けるような地方団体については、ふるさと納税制度を利用して地域の活性化に取り組むことのできる地位を与えるのが相当ではないこと等から、上記地位を付与しないこととして、ふるさと納税制度に係る募集の方法に一定のルールを設け、当該ルールの中で地方団体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化を図り、ふるさと納税制度の健全な発展を図ることを目的としたものであり、本件告示の制定も、地方税法の委任を受けて、総務大臣の政策的技術的裁量を前提として、寄附金の募集を適正に実施するた

めの基準として定められたものであり，地方税法の委任の範囲内である。

以下，詳述する。

2 適正募集基準の具体的内容の策定が総務大臣の政策的技術的裁量に委ねられていること

本件告示は，前記第2の1及び2で述べたふるさと納税制度の趣旨及び地方税法37条の2第2項に係る総務大臣への委任を受けて定められたものである。

すなわち，同項は，同項柱書の適正募集基準として，地方団体が返礼品を提供する場合に係る同項1号及び2号の基準以外に，「寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」とのみ抽象的に定め，具体的な基準の内容を総務大臣に委任している。

地方税法の改正が，全地方団体において，ふるさと納税の募集を適正に実施し，ふるさと納税制度を健全に発展させるために行われたことからすれば，適正募集基準の具体的な内容を定めるためには，全国各地におけるふるさと納税制度の運用状況を踏まえ，政策的技術的な検討及び判断を経ることが必要である。

そのため，同項は，地方自治制度を所管する総務省の長である総務大臣に対し，具体的な適正募集基準の策定を委任したものであり，総務大臣には，当該基準の策定につき広範な裁量権が認められていると解すべきである。

そして，総務大臣が策定した本件告示が地方税法の委任の範囲内であるか否かは，法の文言，趣旨及び目的，関連諸規定の解釈や委任命令により当該地方団体が受ける影響の内容を踏まえて判断すべきである（最高裁平成2年2月1日第一小法廷判決・民集44巻2号369ページ，同平成14年1月31日第一小法廷判決・民集56巻1号246ページ，同平成25年1月11日第二小法廷判決・民集67巻1号1ページ参照）。

3 本件告示2条3号が地方税法37条の2第2項の委任の範囲内であること

(1) 地方税法 37条の2の文言等は、適正募集基準の策定について、総務大臣の政策的技術的裁量を認めており、過去の取組実績等の客観的な事実関係を考慮することが予定されているといえること

ア 地方税法の文言をみると、同法 37条の2第2項は、総務大臣が定めるべき基準に関し、「都道府県等（地方団体）による第1号寄附金（寄附金）の募集の適正な実施に係る基準」とのみ定め、地方団体が返礼品等を提供する場合には、さらに、同項1号（返礼割合3割以下基準）及び2号（地場産品基準）に適合することをふるさと納税制度の適用を受ける要件としており、返礼割合3割以下基準及び地場産品基準以外の地方団体がふるさと納税制度の適用を受けるための基準の策定につき、特段の留保を付することなく、総務大臣に委任している。

また、同条3項以下の規定をみても、適正募集基準の策定に当たり、地方税法が地方団体における過去の募集の方法や寄附金額等を考慮することを想定していなかったことを示す規定はない（同項により総務大臣による指定を受けようとする地方団体が提出すべき申出書の記載内容についても、「第1号寄附金（寄附金）の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項」と定めているにとどまり、過去の事項を排除する趣旨とはいえない。）。

このように、地方税法 37条の2第2項のほか、同条のその他の文言に照らしても、地方税法は、適正募集基準について、具体的な内容を定めていないものといえる。

これは、寄附金の募集の適正な実施を図るための具体的な基準としていかなる事項を考慮するかについては、制度本来の趣旨に沿った健全かつ公平な制度運用の実現という目的を達成するため、総務大臣の広範な政策的技術的な裁量に委ねている趣旨と解される。

イ また、地方税法 37条の2第3項は、指定を受けようとする地方団体に

対し、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書だけでなく、指定基準に「適合していることを証する書類」の提出を義務付けているところ、同項の趣旨は、前記第3の3(1)のとおり、各地方団体からの主観的な説明のみによることなく、当該地方団体の募集の取組実績等の客観的な事実関係を考慮して判断する必要があるという点にあるものと解される。

上記のような地方税法第37条の2第3項の文言及び趣旨を踏まえれば、総務大臣において、同条2項の適正募集基準の内容を定めるに当たって、各地方団体の主観的な説明だけでなく、当該地方団体の過去の募集の取組実績等の客観的な事実を考慮することは、地方税法の趣旨から当然に予定されているものというべきである。

ウ さらに、指定制度を新設した地方税法改正法は、平成31年3月29日に公布され、ふるさと納税制度の見直しに係る部分については、原則令和元年6月1日が施行期日とされているものの、申出及び指定等は、改正の前後で地方団体のふるさと納税の募集時期に間隙が生じないようにするため、施行期日前にもできる旨の経過措置規定が置かれている（地方税法改正法附則2条5項及び6項並びに13条5項及び6項）。

上記地方税法改正法の経過措置規定によれば、当該経過措置規定が施行する平成31年4月1日以後間もない時期に申出期間を定めることを許容しており（実際に、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）附則2条2項は、初年度の申出期間を平成31年4月1日から同月10日までと規定している。）、同時期に地方団体が申出を行う場合には、上記イの取組実績等は、当該経過措置規定の施行日前のものをを用いることが想定される。

したがって、当該経過措置規定の施行日後間もない時期に申出期間を開始することを許容している地方税法改正法の経過措置規定等の定めによれ

ば、地方税法 37 条の 2 第 2 項の指定の判断において、制定日前の取組実績等を考慮することは当然に予定されているものといえることができる。

エ これらの地方税法 37 条の 2 の文言等によれば、適正募集基準の策定について、総務大臣に政策的技術的裁量を認められており、過去の取組実績等の客観的な事実関係を考慮することが予定されているものといえる。

(2) 本件告示 2 条 3 号所定の事項は地方税法の趣旨及び目的に照らし政策的技術的な検討に当たって、当然に考慮すべき事項であること

ア 前記第 3 の 1 及び 3 のとおり、地方税法改正の趣旨は、ふるさと納税制度の対象となる地方団体を、制度の趣旨を理解し、同趣旨に沿った方法によってふるさと納税の募集を行う地方団体に限ることで、ふるさと納税制度を存続させ、制度本来の趣旨に沿った健全かつ公平な制度運用を実現することにある。

イ 本件告示 2 条 3 号は、平成 30 年 1 月 1 日から地方税法 37 条の 2 第 3 項に規定する申出書を提出するまでの間に、本件告示 1 条の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、同趣旨に沿った方法により募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領した地方団体でないことを適正募集基準の一つとして定めるものである。

ウ 本件告示 2 条 3 号の趣旨は、上記アの地方税法改正の趣旨と同様、ふるさと納税制度の趣旨を理解することなく、返礼割合が高い返礼品を提供すること等により自らの団体が多額な寄附金を集めることを最優先の目的として他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行う地方団体と他の健全な運用を行う地方団体との間の公平性を確保し、ふるさと納税制度の健全な発展を促すことにある。

すなわち、前記第 2 の 1 (3) のとおり、ふるさと納税制度は、地方団体が魅力ある行政施策をアピールすることで、納税者のふるさと納税への意識

を涵養し、地域の活性化、内発的発展を促す好循環を作り出すことが期待されるものであり、各地方団体がふるさと納税による寄附金額の増大を最優先とした運用を行うことは、制度が予定するものではない。

また、前記第2の2(1)ないし(4)のとおり、返礼品競争が過熱する状況において、大半の地方団体が、自主的に、又は、総務省からの通知を受けて、ふるさと納税制度の趣旨に沿った募集の運用をするようになっていた。それにもかかわらず、地方税法上の制度としてのふるさと納税制度の趣旨に反する方法により多額の寄附金を募集する地方団体は、ふるさと納税制度が、全ての地方団体がその趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度であることへの理解が不十分であるといわざるを得ない。

また、地方団体が、当該団体の利益のみを優先し、返礼割合の高い返礼品を提供すれば、納税者の関心を返礼品の金銭的価値の高さに仕向けることとなり、趣旨に則った方法で寄附金を募ろうとする地方団体の取組や工夫を損ないかねず、他の周辺の地方団体にも不適切な募集を行わせる誘引となるなど、他の地方団体に多大な影響を及ぼすこととなる。ふるさと納税制度が、制度の趣旨に沿って地域活性化に取り組む地方団体に対し、その財源確保を支援するという優遇税制であることからすると、このような、ふるさと納税制度への理解が不十分である地方団体は、上記優遇を与えるのにふさわしくないばかりか、このような地方団体を優遇することは、当該地方団体の「やり得」を許すこととなるため、他の地方団体の理解が得られず、ふるさと納税制度の根幹を揺るがすことになる。

そのため、その違反行為の態様や結果の程度が著しく、ふるさと納税制度の根幹を揺るがしかねない態様で募集をした地方団体に限って、適正募集基準に適合する地方団体とせず、ふるさと納税制度による優遇を受けられないようにすることで、ふるさと納税制度の維持を図ることは、当然、地方税法の改正の趣旨に適合し、それが予定するところであるとして、本

件告示 2 条 3 号が制定されたものである。

エ 以上のとおり，このような本件告示 2 条 3 号所定の事項は，地方税法 3 7 条の 2 の目的であるふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った健全かつ公平な制度運用を実現するに当たって勘案すべき客観的な事情の中でも，ふるさと納税制度の適用を受けようとする地方団体の従前の募集態様及び受領した寄附金額という主要なものであり，同条 2 項が当然に考慮すべき事項といえる。

(3) 一部の地方団体における寄附金募集の方法がふるさと納税制度の趣旨に著しく反し，公益を害していたという事実からみても，本件告示 2 条 3 号所定の事情を考慮することが地方税法の趣旨に沿うものといえること

ア 前記第 2 の 1 (2) 及び (3) で述べたとおり，ふるさと納税制度は，ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し，若しくは応援する気持ちを伝え，又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることにより，各地方団体が制度本来の趣旨に沿って地域の魅力を高めるために継続的な努力をし，集められた寄附金を有効に活用することで，我が国全体の地方創生にも寄与する制度である。

イ 前記第 2 の 2 (2) 及び (3) のとおり，各地方団体において，返礼品競争が過熱し，多数の地方団体において返礼割合が 3 割を超える返礼品を提供する事態となり，平成 29 年通知及び平成 30 年通知により，繰り返し上記のふるさと納税制度の趣旨を告知した上で，返礼割合の高い返礼品や地場産品以外の返礼品を提供することが制度の趣旨に反することを通知し，特に平成 30 年通知においては，このような状況が続けばふるさと納税制度全体に対する国民の信頼が損なわれる旨通知している。

また，総務省は，平成 30 年 9 月通知においても，一部の地方団体に対し，このまま制度の趣旨に反する返礼品を提供し，制度の趣旨を歪める地方団体については，制度の対象外とすることができるよう制度の見直しを

図る旨明確に伝えた上で、ふるさと納税制度の趣旨に沿った対処を求めた。

ウ そして、前記第2の2(4)のとおり、このような制度趣旨に反する運用をした地方団体が集めた寄附金額は、平成29年度においては、今般不指定となった4団体において、1年4ヶ月指定団体に比して平均で約37倍にも上る。また、これらの地方団体は、総務大臣において、制度変更を検討する旨の通知を送付した後においても、なお、地場産品でもなく金銭類似性の高い返礼品や返礼割合が3割を超える返礼品を提供するばかりか、ほとんどの地方団体が見直しを進める中で、Amazonギフト券などの金券類を新たに返礼品として追加して、寄附金を募集している。

エ このような一部の地方団体の募集方法は、総務大臣が、ふるさと納税制度の趣旨に沿った対応を求め、ふるさと納税制度の趣旨を理解し、これに多数の地方団体が対応してきている中で、納税者からの寄附に対して返礼割合が高い返礼品を提供することやあたかもカタログショッピングのように地場産品ではない返礼品を多数示して寄附を誘引するものであり、その自治事務に関して、著しく適正を欠くものといわざるを得ない。(乙42)

しかも、その結果として、地方団体のうちごく一部の団体に寄附金が集中し、今般不指定となった4団体合計で、平成29年度における寄附金の平均額は60億円弱に上り、制度趣旨に沿った運用をしている地方団体の寄附受入額の平均1億6,000万円弱に対して実に約37倍、平成30年度はさらにその差が開いて約160倍もの寄附金を受領している状況は、他の地方団体にとって不適切な方法により多額の寄附金を募集する強い誘引となること、住所地団体の収入を著しく減少させること、他の地方団体に支出されるべき寄附金を自らの団体に招来していることを意味することとなるため、ふるさと納税制度の根幹を揺るがし、明らかに公益を害することになる。

オ このような事務処理が著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している場合には、単に平成29年通知及び平成30年通知に反するというにとどまらず、国は、当該地方公共団体に対して、地方自治法245条の5所定の是正の要求をすることも可能というべき状態にあったのであり、このような著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害する不当な状況にあったという地方税法改正前の事実からすれば、これを受けて制定された本件告示2条3号所定の事情を考慮することは法の趣旨に沿うものといえる。

(4) 本件告示2条3号は関連諸規定の解釈とも整合的であること

地方財政法2条1項は、地方公共団体は、(中略)いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない旨定めているところ、特定の地方団体において、制度趣旨に反する方法により、突出した寄附金を集め、これによって、他の地方団体に対して、適正な方法による寄附金の募集を阻害し、支障を生じさせることは、同項に反するおそれのあるものである。そして、同項は単なる訓示規定ではなく、地方団体の実体法的な義務を定めた規定であると解される(同法26条1項は、地方公共団体が、法令に違背して著しく多額の経費を支出した場合に、国が地方交付税の額を減額できる旨規定しており、同項の「法令」には、同法2条1項が含まれると解されている。)ことからすると、本件告示2条3号のように、ふるさと納税制度の趣旨に反する施策を講じた地方団体に対し、ふるさと納税制度による優遇を付与しないなどの具体的な措置をとることは、むしろ、同法2条1項の趣旨に適合するものといえる。

(5) 本件告示2条3号の要件に該当しない地方団体は、限定されており、このような要件に該当しない地方団体に対して、ふるさと納税制度による優遇を付与されるべきではないとした総務大臣の判断に合理性があること

本件告示2条3号の要件に該当しない地方団体は、単に平成29年通知及

び平成30年通知に反するのみならず、本件告示1条に規定する趣旨に反する方法により、他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、かつ、他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領した地方団体に限定されていることは上記(2)ウで述べたとおりである。本件告示2条3号の要件を満たさない地方団体が受ける影響の内容についてみると、同号に該当しない地方団体は、総務大臣の指定を受けられず、ふるさと納税制度による優遇を受けることができない。

この点、ふるさと納税制度は、制度の趣旨に沿って地域活性化に取り組む団体に、財源確保の手段を付与する制度であり、上記(3)で述べたように、一部の地方団体が行っていたふるさと納税制度の利用は、ふるさと納税制度という地方税法上の制度趣旨からして著しく適正を欠く事務をし、かつ、これにより明らかに公益が害されている状況に陥っていたのであるから、そのような著しい不当な事務処理が起こらないような制度改正を行うことにより、ふるさと納税制度の健全な運営という公益を実現する措置を講じることが、国として当然に許容されるべきものであり、そのような不当な事務処理をした地方団体についてまで、ふるさと納税制度による優遇を付与すべきではない。

しかも、本件告示2条3号の要件を満たさない地方団体は、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により、他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を得ており、ふるさと納税制度に対する他の地方団体の適切な理解を得るためにも、このような地方団体には、ふるさと納税制度による優遇を付与しないことも必要な措置といえる。

なお、本件においては、上記(3)のとおり、一部の地方団体においては、実際に是正の要求の措置までは執られていないものの（なお、地方自治法245条の3第1項参照）、是正の要求に必要となるような著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害する行為が継続していたものである。

加えて、前記第2の2(3)のとおり、総務大臣は、制度の趣旨に反する返礼品の提供を繰り返す地方団体に対し、「返礼品競争の過熱に伴い、ふるさと納税制度そのものに対する批判が高まっており、同制度は、存立の危機にあります。このまま貴団体を含む一部の地方団体において、制度の趣旨に反するような返礼品を送付する状況が続けば、ふるさと納税に対するイメージが傷付き、制度そのものが否定されることになりかねません。」と懸念を伝えた上で、「総務省として、ふるさと納税制度の趣旨に反するような返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討する」旨を記載し、「貴職におかれては、今般、総務省が制度の見直しを検討せざるを得なくなった現状を認識していただき、貴団体の返礼品について、一日も早く、見直しを行っていただくようお願いします。」と要請するとともに、「各地方団体における見直しの取組内容等については、平成30年11月1日時点で調査を実施する予定」であることを明記して平成30年9月通知を発送したものである。これらの地方団体は、自己の行為が制度の趣旨に反する著しく不当なものであり、場合によってはふるさと納税制度の対象外とされる可能性があることをも十分に知り得る状況にあったにもかかわらず、その趣旨に反する運用を是正しなかったものである。

これらの事情によれば、このような地方団体についてまで、ふるさと納税制度による優遇が付与されるべきでないことは、制度の趣旨からも明らかというべきである。

(6) 対象期間の始期を平成30年11月1日としたことの合理性

本件告示2条3号の適正募集基準の始期となる平成30年11月1日は、前記第2の2(2)及び(3)並びに上記(3)のとおり、国において、繰り返しふるさと納税制度の趣旨に反した方法により、著しく多額な寄附金を受領していた一部の地方団体に対して、そのような募集態様がふるさと納税制度の趣旨

に反することを通知した上で、制度の見直しを検討する旨を告げて各地方団体に見直しの取組内容を調査すると通知した際における調査の基準時である。

同日以降においても、制度趣旨に反する方法で、著しく多額の寄附金を受領した地方団体は、同基準時以降に、平成30年9月通知を踏まえ、更に同通知に従って運用を改める地方団体が現れるであろうことを十分に認識できる状況にありながら、更に同日以降も制度の趣旨に反する寄附金の募集を行ったことになり、ふるさと納税が全ての地方団体がその趣旨を踏まえて対応することで成り立つ制度であることへの理解の不十分さを示すものである。また、そのような状況で制度趣旨に反した方法で寄附金の募集を行えば、寄附金募集の強い誘引となり、より多額の寄附金を集めることができると考えられ、「他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つた（地方財政法2条1項）とされるおそれがより強くなるということができるのであり、このような地方団体を本件告示において指定から除外するのは、ふるさと納税制度が優遇税制であることからしても、十分合理的な基準であるということが出来る。

(7) 小括

以上のような地方税法37条の2の文言、法の趣旨・目的、関連諸規定の解釈及び委任命令により当該地方団体が受ける影響の内容に加え、本件告示が両議院の同意を得て選任された地方自治に関する知見を有する委員により構成される地方財政審議会においても了承されていることからしても、ふるさと納税制度の理解が不十分であり、かつ、地方財政法2条1項に反するおそれのある施策を行っていた団体を適正募集基準に適合する地方団体と認めないことにより、他の地方団体との公平性を確保することは、地方税法37条の2第2項の委任の範囲内であり、総務大臣の政策的技術的裁量を逸脱又は濫用するものでないことは明らかである。

4 審査申出人の主張に対する反論

(1) ふるさと納税制度の趣旨について（審査申出書 24 ページ）

審査申出人は、①ふるさとやお世話になった自治体への感謝の気持ちを伝えることや、②税の使い途を自分の意思で決めることを実現することに加え、③自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと、④都会から地方への還元・地域間格差の是正も、ふるさと納税制度の制度趣旨に含まれると主張する。

確かに、ふるさと納税制度が健全に発展することにより、地方団体同士が創意工夫をし、地域が活性化するという効果は期待されるが、それは飽くまで、各地方団体が適正な方法で寄附金を集め、集めた寄附金の活用方法等について各地方団体が創意工夫をし、これを納税者に示すことで達成されるべきものである。返礼割合の高い返礼品及び地場産品に該当しない返礼品を提供することにより他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領することは制度趣旨を曲解するものであり、このような施策が是認されることを前提とする審査申出人の主張は失当である。

また、都会から地方への還元・地域間格差の是正も、ふるさと納税制度が普及した結果として実際にそのような効果が発現するものであるとしても、ふるさと納税制度の趣旨ではないことは、前記第2の1(3)のとおりであり、この点においても審査申出人の主張は失当である。

(2) 本件告示 2 条 3 号が地方自治法 2 4 7 条 3 項及び法治主義に反するという点について（審査申出書 11～14 ページ）

ア 審査申出人は、本件告示 2 条 3 号が、地方自治法 2 4 5 条の 4 の技術的助言に従わないことに対して不利益を課す趣旨であり、助言に従わなかったことを理由とする不利益取扱いの禁止を定めた地方自治法 2 4 7 条 3 項又は法治主義に反すると主張する。

イ しかしながら、本件告示 2 条 3 号の趣旨は、平成 2 9 年通知及び平成 3 0 年通知等の地方自治法 2 4 5 条の 4 の技術的助言に従わなかったことに

対する制裁や不利益ではない。同号は、一部の地方団体によるふるさと納税に関する著しく適正を欠く事務により明らかに公益が害されている状況を踏まえて改正された地方税法37条の2第2項の委任に基づき、ふるさと納税の健全な運営の確保という公益を実現するために必要なものとして、各地方団体が継続して指定基準に適合するふるさと納税の募集を実施するかどうかについて、前記第3の3(1)の他の寄附金控除の仕組みと同様に、各地方団体の募集の取組実績等の客観的な情報を基に、ふるさと納税による優遇を与える適格性を判断する基準として設けられているものだからである。

もとより、本件告示2条3号は、総務大臣の技術的助言に従わなかったことを理由に指定から除外するものと規定するものではなく、「前条に規定する趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第1号寄附金の募集を行う」こと、それに加え、ふるさと納税制度の「趣旨に沿った方法による第1号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第1号寄附金を受領した地方団体」でないことを求めており、募集方法の問題とそれによる実際の結果との双方を満たした場合に、不指定となるものである。

ウ 加えて、不指定となるに際して、法令に照らして、地方財政審議会においても意見を聴き、了承された上でなされたものである。

エ また、そもそも、指定を受けない地方団体に対する寄附金は、特例的な控除の対象とならないが、指定を受けない地方団体に対して、何らかの義務を課すことや、その権利を制限するといった効果は生じず、指定を受けない地方団体を不利益に取り扱うものではない。

オ 以上を踏まえれば、審査申出人の主張が失当であることは明らかである。

(3) 適正募集基準の考慮要素として、ふるさと納税指定制度に係る地方税法改正法の施行前の行動を考慮することは法37条の2第2項等が想定してい

ないという点について（審査申出書 14～15 ページ）

ア また、審査申出人は、適正募集基準は、地方税法改正法で導入したふるさと納税指定制度の施行日である令和元年6月1日以降に、ふるさと納税の募集を適正に実施する地方団体を指定するための基準であるにもかかわらず、過去に新制度において用いられる規制を遵守していたかを持ち出し、地方団体の適格性を問うのは、いわば改正後の法を過去に遡って適用するのと結果的に同じであり、地方税法37条の2第2項が想定するところではなく、合理性を欠くと主張する。

イ しかしながら、前記第2の2(3)オないしケのとおり、地方税法改正の目的は、ふるさと納税制度が、地方税法上の制度にふさわしい適正な運用がなされていない状況に鑑み、それを改善し、制度の健全な運用を確保することにあつたのであるから、地方税法の改正後に団体ごとの適格性を総務大臣が適切に審査することは改正の趣旨から当然に要請されていたことである。そして、ふるさと納税制度そのものは地方税法改正前後を通じて同様の趣旨目的の連続する制度であり、そこに大きな変更はないのであるから、改正後の地方税法の下でふるさと納税の適格性を審査するに当たり、地方税法改正以前における各団体のふるさと納税に関する運用を考慮することは、当然に必要であり、地方税法改正が予定していたところというべきである。

したがって、総務大臣がふるさと納税制度を適正に運用する地方団体を判定するに際し、地方税法改正より相当前からの運用状況を考慮したとしても、総務大臣の政策的技術的裁量において本来的になし得ると解されるべきものである。本件告示は、それにもかかわらず、地方税法改正以前の運用のうち、明確かつ具体的に基準を示して技術的助言を行って以降の平成30年11月1日以降からを対象期間としており、これは前記第2の2(3)のとおり、制度見直しに至る経緯等を踏まえれば十分に予見可能であつ

たものであり、実際に、平成30年11月1日時点においては、全国のほとんどの地方団体が返礼品の見直しを行っていた。このように、地方団体の行政運営の予測可能性に対し、より一層の配慮をしたものであって、それが裁量の範囲内のものであることはなおさら明白というべきである。

ウ そもそも総務大臣による指定は、将来に向かって効果が発生するものであって、ふるさと納税指定制度が施行される令和元年6月1日より前に支出された寄附金について特例控除が適用されなくなることはなく、寄附者の納税義務の内容を遡及的に変更するものではない。

これを地方団体側から見れば、令和元年6月1日より前までの間は、全ての地方団体がふるさと納税の対象であるとの位置付けは、何ら変更されるものではない。

エ 他の既存の寄附金控除の仕組みにおいても、税制上の支援対象を決定する際に過去の実績を勘案して判断していることは、前記第3の3(1)のとおりである。

オ また、前記第3の3(1)のとおり、地方税法37条の2第3項は、指定を受けようとする地方団体は、募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に加えて、指定基準に適合することを証する書類を総務大臣に提出することを求めているのであって、法が地方団体の過去の取組状況を勘案して当該地方団体の指定の可否を決定することを予定していることは明らかである。

カ 以上により、本件告示2条3号が改正後の法を遡及的に適用するものとはいえず、また、地方税法37条の2第2項が想定していないという審査申出人の主張が失当であることは明らかである。

(4) 本件告示2条3号が規制として過剰である点（比例原則違反の点）について（審査申出書16～17ページ）

ア また、審査申出人は、地方税法37条の2第2項各号に反する返礼品等

を送付した場合には、同条6項に基づき、指定を取り消すことができ、ふるさと納税指定制度に係る地方税法改正の目的（ふるさと納税の適切な募集の実施）を達成するために必要十分な規制ができるから、本件告示2条3号は、過剰な規制であり、同法37条の2第2項の委任の趣旨外であると主張する。

イ しかしながら、前記第2の2(1)ないし(3)のとおり、ふるさと納税制度に係る地方税法の改正は、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により著しく多額の寄附金を受けた地方団体に対してふるさと納税制度による優遇を付与しないこととするなど、ふるさと納税制度に一定のルールを設け、当該ルールの中で地方団体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化を図り、ふるさと納税制度の健全な発展を図るためにされたものであり、審査申出人の主張は前提を異にするものである。

審査申出人の主張は、事後的に基準に適合しない地方団体を取り消すような制度運用をすべきというものであるが、そのような主張は、改正後のふるさと納税制度が、総務大臣の指定を受けた団体のみが、基準に適合する地方団体として、ふるさと納税制度による優遇を受けるよう制度が変更されたという法改正の趣旨を踏まえないものであり、法解釈を誤ったものである。

そして、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法で著しく多額の寄附金を受領している地方団体と、ふるさと納税制度の趣旨に沿った方法で寄附金を受領していた地方団体との間では、受領済みの寄附金額にも相当な差が現に生じており、このような状況で制度の趣旨に反する運用をしていた地方団体にふるさと納税制度による優遇を付与し、指定の取消しという事後規制のみで対応することとした場合には、制度趣旨に沿った運用をしていた他の地方団体の理解を得ることができないばかりか、制度の趣旨に反する運用をしていた地方団体が、指定基準に適合しない方法により寄附金の

募集を行い、指定が取り消されるまでの間に他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領されるおそれを否定することができない。このおそれを解消するには、当初より適正募集基準に適合する地方団体としないことで、ふるさと納税制度による優遇を受けることがないようにするほかない。

ウ そのため、本件告示2条3号は、ふるさと納税指定制度に係る地方税法改正の立法目的達成のために必要かつ合理的な規定であり、地方税法37条の2第2項の委任の範囲に含まれることは明らかである。

(5) 本件告示2条3号が返礼品を送付しない地方団体にも適用されることが不合理であるとする点について（審査申出書17～18ページ）

ア 審査申出人は、本件告示2条3号が、過去に規制を遵守していない地方団体は、将来も規制を遵守しないであろうという推認を前提とするものであり、泉佐野市のように令和元年6月1日以降返礼品を提供しないと申し出ている地方団体にまでこれを適用することは不合理であり、地方自治法245条の3の比例原則の観点からも必要最小限の規制になっていないと主張する。

イ しかしながら、本件告示2条3号の趣旨は、上記の推認を前提とするものではなく、ふるさと納税の趣旨に反する方法により著しく多額な寄附金を受けていた地方団体については、ふるさと納税制度による優遇を与えないことで、ふるさと納税制度の健全な発展を図ることにあり、このような趣旨が地方税法37条の2第2項の委任の範囲に含まれることは前記3で述べたとおりであり、審査申出人の主張は失当である。

(6) ふるさと納税制度の趣旨からしても、本件告示2条3号は不合理であるとする点について（審査申出書18～19ページ）

ア 審査申出人は、ふるさと納税制度が、納税者が寄附先を選択する制度であること、ふるさとやお世話になった地域、これから応援したい地域の力になれる制度であることからすれば、ふるさと納税の対象となる地方団体

を不指定とすることはできる限り謙抑的であるべきであり，返礼品等の提供の有無と関係なく，ふるさと納税制度の趣旨に沿って泉佐野市に寄附をしようとする納税者の意思を否定するものであり，ふるさと納税制度の趣旨に反すると主張する。

イ しかしながら，ふるさと納税指定制度に係る地方税法改正法の施行後であっても，泉佐野市に対して，寄附をすることが許されなくなるわけではなく，泉佐野市を応援しようとする納税者の意思を否定するものではない。

さらには，地方税法37条の2第2項の委任の趣旨及び本件告示1条の趣旨を受けて，いかなる適正募集基準を定めるかは，総務大臣の政策的技術的な裁量判断によるのであり，一部の納税者の意思を短期的に実現するという観点からではなく，長期的な視点から，ふるさと納税制度を持続可能な制度とし，同制度を更に健全に発展させるために本件告示2条3号を定めることは，総務大臣の政策的技術的な裁量に基づくものといえる。

したがって，短期的に泉佐野市に寄附をした納税者がふるさと納税制度の特例控除を受けられない状況になることをもって，総務大臣に裁量の逸脱又は濫用があることにはならない。

(7) 本件告示2条3号が制裁の意図に基づくという点について（審査申出書20～21ページ）

ア 審査申出人は，本件告示2条3号が，総務大臣の技術的助言に従わなかった地方団体に対する制裁の意図であり，これを許容することは，地方団体の自主性及び自立性を損なうものであると主張する。

イ しかしながら，本件告示2条3号が，技術的助言に従わなかった地方団体に対する制裁の意図に基づくものではないことは，前記4(2)で述べたとおりである。

また，地方団体の自主性及び自立性が尊重されるべきであることを踏まえても，地方団体の財政運営は他の地方団体の利害をも考慮して行うべき

であり、自己の利害のみにとらわれた地方団体に対して、国が措置を講じることとも地方財政法 2 条 1 項と整合的であることも前記 3 (4) で述べたとおりである。

そのため、審査申出人の主張は失当である。

(8) 小括

以上で述べたとおり、本件告示 2 条 3 号が地方税法 3 7 条の 2 第 2 項の委任の範囲を超え、総務大臣の裁量権を逸脱・濫用するものであるとの審査申出人の主張は、いずれも理由がないことは明らかである。

第 5 泉佐野市が本件告示 2 条 3 号に該当しないとの総務大臣の判断が合理的であること

泉佐野市は、対象期間（平成 3 0 年 1 1 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までをいう。以下同じ。）中、下記に述べるとおり、①「ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする」趣旨に反する方法により、他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、②当該趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領していた。

よって、泉佐野市は、本件告示 2 条 3 号に該当せず、ふるさと納税の対象団体として不指定とするとの総務大臣の判断は合理的なのであって、適法であり相当である。

1 泉佐野市が対象期間中、本件告示 1 条のふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行っていたこと

(1) ふるさと納税制度の趣旨

前記第 2 の 1 (3) のとおり、ふるさと納税制度の趣旨は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝えることや税の使途を自分の意思で

決めることを実現することにある。ふるさと納税制度は、各々集められるだけ寄附金を集めることを最優先にして運用されるべきではない。

しかるに、泉佐野市が、対象期間中に実施した、ふるさと納税の募集方法は、この制度趣旨に反し、他の地方団体に多大な影響を及ぼすようなものであった。

(2) 対象期間における泉佐野市の募集方法

ア 返礼品を地場産品とした趣旨等

前記第3の3(3)のとおり、ふるさと納税は、返礼品そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであるという趣旨、また、返礼品の提供が寄附をした方に対する御礼の意を示すことを趣旨として行われるものであることから、当該団体の地場産品を御礼の品とすることが適切であるとされた（平成30年通知）。（乙5）

イ 対象期間の泉佐野市の返礼品目

しかしながら、泉佐野市の対象期間中の返礼品目は、「泉佐野市のふるさと納税の対応等について」（乙32）第1の4記載のとおり、地場産品は、審査申出人の申出によっても、全1,026品目中、281品目（約3割弱）にとどまり、地場産品でないものが、745品目（受入額合計約241億円相当）と7割以上を占めている（なお、同市は、ピーチポイント（イ）で後述）を「地場産品」として申出しており、実際の「地場産品以外」による受入額の合計は、更に大きくなるものと考えられる。）。泉佐野市の返礼品には、泉佐野市との結びつきが乏しいものが多くを占めるばかりか、「エリエール」のトイレットティッシュやオロナミンCドリンク等、全国で、一般向けに販売され、消費者が日常的に近隣店舗等で購入可能な物品が含まれている。このうち、泉佐野市における寄附金受入額で上位から100位に入る品目（以下「上位100品目」という。）は、前

記乙32の第1の1(1)のとおり、食品、雑貨類、航空会社のポイントなどが占めており、具体的には以下のようなものがあった。(乙43)

(ア) 返礼品としてビール等を提供した寄附金の募集

上位100品目のうち、36品目という多数を占めるのがビール等の酒類であり、泉佐野市の返礼品目には、地ビールや地酒などの地場産品である酒類が上記36品目中、1つとして含まれていない。

この36品目のビール等の酒類は、泉佐野市外で製造されているアサヒスーパードライのほか、特に泉佐野市との関連が認められないザ・プレミアムモルツ、キリン一番搾り、金麦、エビス、氷結等である(乙43)。これら酒類は、全国で、一般向けに販売され、いずれも最寄りのコンビニエンスストアやスーパーマーケット等で誰もが容易に入手することができるような嗜好品であり、消費者が日常的に購入するような性格の品物である。かかる性格のものを、寄附額に比して高い割合の調達価格の下で提供することは、およそ泉佐野市の「ふるさと」としての特性や個性に着目させることなく、単に、支払うべき税を控除されつつ普段から購入する物品を入手することができるという観点のみで寄附を誘引するものであり、ふるさと納税制度の趣旨に反する募集方法というべきである。

(イ) 返礼品としてピーチポイントを提供した寄附金の募集

「ピーチポイント」とは、関西国際空港に拠点を置くピーチアビエーション(以下「ピーチ航空」という。)という格安航空会社が発行するポイントである。ピーチポイントは、ピーチ航空の運賃や料金、これらに付随する税金や手数料の全額又は一部の支払に充てることができるもので、必ずしも関西国際空港発着便に限られず、羽田空港、成田空港、新千歳空港、釧路空港、仙台空港、新潟空港、松山空港、福岡空港、長崎空港、鹿児島空港、宮崎空港等を発着するあらゆるピーチ航空の航空

便（国際線を含む。）の利用料金の支払に用いることができる。飽くまでも地方団体への寄附金を募集する制度であるふるさと納税において、このような地場産品以外であり金銭類似の性質を有するピーチポイントを返礼品として提供することは、寄附に対する御礼という意味を超えている。このように、ピーチポイントの提供は、明らかに地場産品以外かつ金銭類似性が高い返礼品の提供であって、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法というべきである。（乙４４）

ウ Amazon ギフト券を付与することによる寄附金の募集

泉佐野市は、前記の返礼品に加え、Amazon ギフト券をも提供する募集を繰り返し行った。Amazon ギフト券は、電子商取引サイトである Amazon で取り扱われる商品の購入に利用できる金券である。

Amazon では、書籍、家電製品、パソコン・オフィス用品、食品、おもちゃ、衣服、日用雑貨など、あらゆる分野の極めて多数の品目を取り扱っており、提供されるギフト券によって、これらの中から自由に選択して購入可能である。Amazon ギフト券は、その用途としてあらゆる物品の購入を可能とするもので、明らかに地場産品以外かつ金銭類似性が極めて高い返礼品であり、このようなものが提供されれば、寄附を行おうとする多くの人にとり、過剰な誘因として作用し、本来の趣旨である「税の使い途を自らの意思で決める」ことを阻害することは明らかである。（乙３２）

泉佐野市の具体的な募集方法は、以下のとおりである。

(ア) 金券の提供割合の増加状況

泉佐野市は、平成３０年１２月には、従来の返礼品に加え、寄附額の３ないし１０％分の Amazon ギフト券を付与する募集を行い、平成３１年２月から３月においては、従来の返礼品に加え、寄附額の２０％の Amazon ギフト券を提供する募集をした。泉佐野市によるこのような金券を付加しての寄附金の募集は、特例分の寄附金控除の対象をふるさと納

税制度にふさわしい地方団体とする地方税法改正に向けた動きが具体的に進行する中で行われたものであった。すなわち、平成30年12月には、与党税制調査会の平成31年度税制改正大綱において、基本的な考え方の「地方創生の推進」の1つとして、ふるさと納税の見直しを行う方針が発表され、「総務大臣」が基準に適合する都道府県等をふるさと納税の対象として指定することとし、その基準には、「イ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等」であって、「ロ イの都道府県等で返礼品を送付する場合には（中略）、(イ)返礼品の返礼割合を3割以下とすること、(ロ)返礼品を地場産品とすること」との方針が打ち出された。(乙29)その後、平成31年2月8日には、地方税法改正法案が閣議決定され(乙30)、同年3月27日、地方税法改正法は成立したのである。

泉佐野市は、地方税法改正を前に、より一層寄附に伴う返礼割合を高め、制度趣旨に反する取扱いを強めた。

(イ) 募集広告の内容

泉佐野市の募集広告は、例えば、平成30年12月、「100億円還元キャンペーン」との表示を大きな文字で強調したり、平成31年2月以降には、「なくなり次第終了。」、「100億円還元」、「閉店キャンペーン」などと強調し、あたかも買い物する消費者を誘引するお値打ち感を強調するような広告である。(乙32)

エ 対象期間の返礼割合

泉佐野市の対象期間における返礼割合は、全ての品目について3割を超えており、上位100品目についての返礼割合は、単純平均で約43.5%である。上位100品目中、最も返礼割合の高い返礼品は5割であり、6品目ある（「ふるさとへ帰ろう！ピーチセット(2)～(5)」というピーチポイント、「厳選！大粒いちご「あまおう」及び「A4.5等級ステーキ盛り合わせ 960g」）。いずれも、地場産品ではなく、返礼割合は寄附金額の

半分にも及ぶ。上位100品目中、返礼割合が4割以上の品が87品目と大多数を占め、返礼割合が4割未満の品は、13品目（13%）に過ぎない。最も返礼割合の低いもので33.6%であるが、これを除く残り99品目が返礼割合35%を超えている。（乙43）

前記第3の3(2)のとおり、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえれば、寄附先の地域を応援したいという納税者の思いに応えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域の活性化のために活用されることが相当であり、返礼品の調達以外の送付料や広告料等の費用が平均で2割弱であることを考慮して、指定の基準として返礼割合3割以下基準が設けられたのである。

泉佐野市の募集方法における返礼割合は前記のとおりなのであって、ふるさと納税制度の趣旨に反することが明らかである。

(3) 泉佐野市の募集方法に関する小括

このように、ビールやピーチポイント、Amazonギフト券など、地場産品ではないものを返礼品とし、かつ3割を大きく上回る返礼割合を設定し、多額の調達費用や広告料等を費消するような募集方法は、単に納税者の目を返礼割合の高さのみに着目させるものである。結局、泉佐野市がふるさと納税の仕組みにおいて用いた募集方法は、ふるさと、あるいはお世話になった地方団体への感謝や、応援する気持ちを伝える機会を与えるという趣旨に全く合致せず、単により多額の寄附金を得ようとするにすぎないものであった。このような方法は、ふるさと納税制度の趣旨に反するものであるといえる。

(4) 対象期間における泉佐野市による募集方法は、他の地方団体に多大な影響を及ぼすようなものであること

2に後述するが、泉佐野市が対象期間において受け入れた寄附金の額は、少なくとも約332億円である。これは、全国1,787の地方団体の合計約3,160億円のうち約10.5%にも相当する。泉佐野市の上記のよう

な募集方法は、泉佐野市のふるさと納税による寄附金を激増させる一方で、制度趣旨に沿う募集をした場合に比べて、寄附者の住所地である地方団体の税収を減少させ、他の地方団体に支出されるべき寄附金を自らの団体に招来し、自らの団体の周辺の地方団体にも不適切な募集を行わせる誘引となるような募集方法である。(乙32)

前記第2の1(3)においても述べたが、地方団体は、常にあらゆる問題について、当該団体の利害にのみとられることなく、国家全体の利害や他の地方団体の正常な財政運営に与える影響をも考慮しつつ行動すべきであって、ふるさと納税制度は、各地方団体の良識ある行動なくして成り立たない制度である。地方団体相互の公平性を保ちながら制度運用を進める必要がある中で、泉佐野市が自らの財源増加、利益のみを追い求めることによって、ふるさと納税制度は、その存続が危ぶまれることとなるのである。

また、泉佐野市の上記のような募集方法は、同市のみが突出して多額の寄附金を得ることで、ふるさと納税制度の趣旨に沿った適正な方法によって募集する他の地方団体の不公平感を生むという悪影響を及ぼす。のみならず、ふるさとを思う気持ち、感謝の気持ちから、ふるさと納税の募集に応じた多くの納税者も存在するのであって、これら健全な納税者の不公平感を生むことにもつながるし、見直し要請に応じた良識ある地方団体の住民の不満をも生みかねない。

このような事態を受けて、ふるさと納税制度の趣旨に沿った適正な募集方法を行っている他の地方団体の首長らからは、「やはり本来のふるさと納税制度の趣旨、これを逸脱をしてしまっていると。そして今では逆に高額納税者の皆さん方がいいものを買える。(中略)市場みたいになってしまうと。これはまったく税から逸脱している話であります…何とか早い段階で各自治体の皆さん方に、それに気づいてもらいたい」(徳島県知事)、「制度を維持するためには全自治体が同じ方向で動かないといけない。(総務大臣に)

不公平感を無くしてもらおうよう伝えたい。」（長野県伊那市長），「ふるさと納税は善意でなされるべきもの。返礼品にあまりに関心が高まって，納税をどこの自治体にいくらするかを選ぶ基準になっている事態はあまり好ましいことではない」（三重県津市長），「昨今，返礼割合の損得で寄付先の自治体選ばれている現状を見ると，制度の本来の趣旨からも逸脱しているのではないかと感じています。」（栃木県宇都宮市長），「今回の泉佐野市の駆け込み対応のようなものは，ふるさと納税全体の信頼性にも影響しかねないことで，いかがなものかと思う。」（香川県高松市長）など，批判的な指摘や意見も出されている。（乙24）

(5) 小括

上記のとおり，泉佐野市の募集方法は，同市の財源増加のみを目的とし，納税者の目を，返礼品により得られる金銭的対価の多寡のみに向けさせるものである。そして，寄附金のこのような募集方法は，他の地方団体に多大な影響を及ぼすようなものであるといえる。

よって，泉佐野市は，本件告示2条3号にいう，ふるさと納税制度の「趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような…寄附金の募集を行」っていたといえる。

2 泉佐野市が，他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領していたこと

泉佐野市は，本件告示2条3号にいう，「当該趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領した地方団体」に該当する（乙31）。

(1) 一地方団体の年間寄附金受入額の平均について

ふるさと納税制度において，一地方団体の年間の寄附金受入額の平均額は下記のとおりである。

ア 申出のあった1,787の地方団体につき，

① 新制度において，原則の指定対象期間となる1年4ヶ月の指定を受け

た1, 740 地方団体

- ② 新制度において指定対象期間を4ヶ月とする指定を受けた43 地方団体
- ③ 対象期間に制度の趣旨に反する方法により50億円を上回る額を集め
新制度において不指定となった地方団体（泉佐野市を含む4 地方団体）
の3つに区分して寄附受入額の平均を算出した。

イ その結果、以下のとおり、平成29年度は、

- ① 1年4ヶ月指定団体の平均額は約1億5,931万円
 - ③ 泉佐野市ほか3 地方団体の平均額は**約59億2,368万円**
- であり、③は、①の**約37.2倍**となっている。

さらに、平成30年度は、

- ① 1年4ヶ月指定団体の平均額は約1億7,363万円
- ③ 泉佐野市ほか3 地方団体の平均額は**約277億9,996万円**

となっており、③に当たる団体の寄附受入額の平均は、①に当たる団体の**約160.1倍**となっており、制度趣旨に反した方法が、莫大な寄附受入額の差を生み出すものであることが明らかである。（乙31）

【指定3類型毎の受入額(1団体平均)の推移】

(単位:千円)

地方団体の類型	団体数	平成29年度	平成30年度
①指定(1年4ヶ月)※	1,740	159,309	173,625
②指定(4ヶ月)	43	1,494,542	2,298,662
③不指定	4	5,923,676	27,799,959

※東京都については申出が無かったため、平成30年度の受入額には含まれておらず、1団体平均を算出する団体数にも含めていない。

ウ 泉佐野市の対象期間の受入額

泉佐野市は、下記のとおり、対象期間において、約332億円の寄附金を受け入れており、これは、全国の地方団体の合計3,160億円の約10.5%にも相当する。また、当該期間中における前記①に当たる地方団体の平均受入額は、約1億157万5,000円（前記①に当たる地方団体の対象期間中の受入額1,767億4,069万3,000円÷前記①に当たる地方団体数1,740＝約1億157万5,000円）であり、泉佐野市は、趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比べ、著しく多額の寄附金を受領したものであることは明らかである。（乙31）

泉佐野市の寄附受入額は、下の図のとおり、平成29年度は**約135億3,251万円**、平成30年度は**約497億2,563万円**と、特に突出して高額である。（乙31）

なお、同市の申出書における平成30年度の寄附受入額は約408億円とされており、上記の寄附受入額とは約90億円の乖離がある。（甲17,乙31）

【③不指定団体の受入額の推移】

（単位：千円）

地方団体名	平成29年度	平成30年度
③不指定	23,694,705	111,199,835
大阪府泉佐野市	13,532,509	49,725,627
静岡県小山町	2,736,953	25,043,906
佐賀県みやき町	7,223,542	16,842,532
和歌山県高野町	201,700	19,587,770

(2) 泉佐野市を不指定とする取扱いが適正であること

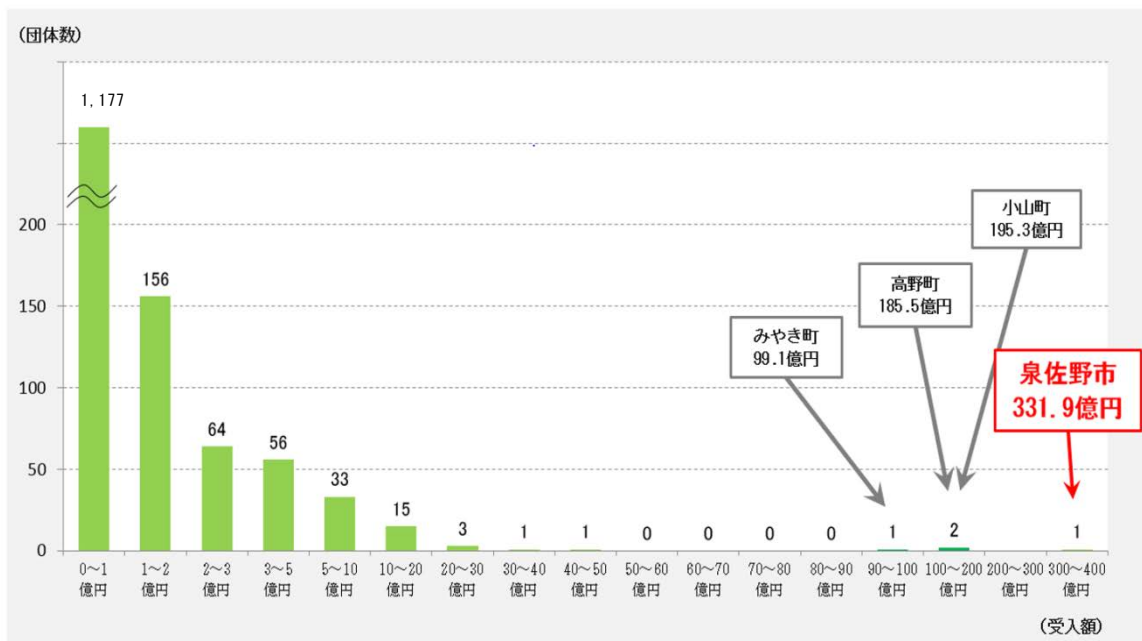
ア 相手方の泉佐野市への取扱い

前記第2の2(5)のとおり、相手方は、地方財政審議会での審議及び了承を得た上で、令和元年6月1日以降を指定対象期間とする指定において、対象期間に、返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品により、50億円以上の寄附金を受け入れた地方団体につき、本件告示2条3号の「他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領した」ことに当たるとしてふるさと納税による優遇を付与しない取扱いとした。

この「50億円」という基準額は、平成30年度を通じて寄附金の募集を適正に行った地方団体（返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品をいずれも提供しなかった地方団体。以下同じ。）について、同年度において最も多くの寄附金を受領した地方団体の受入額が49億5,705万円であったこと、平均額が1億円強であることを総合的に考慮したものである（乙37,45）。

また、下表【対象期間中において寄附金の募集を適正に行った地方団体と不指定となった4地方団体が同期間中受け入れた寄附金額の分布】のとおり、対象期間中に寄附金の募集を適正に行った地方団体が受け入れた寄附金額をみると、50億円以上の団体は存在せず、40億円以上は1団体、30億円以上40億円未満は1団体、20億円以上30億円未満は3団体にすぎず、不指定となった4地方団体が受け入れた寄附金額とは大きく乖離している（乙31）。

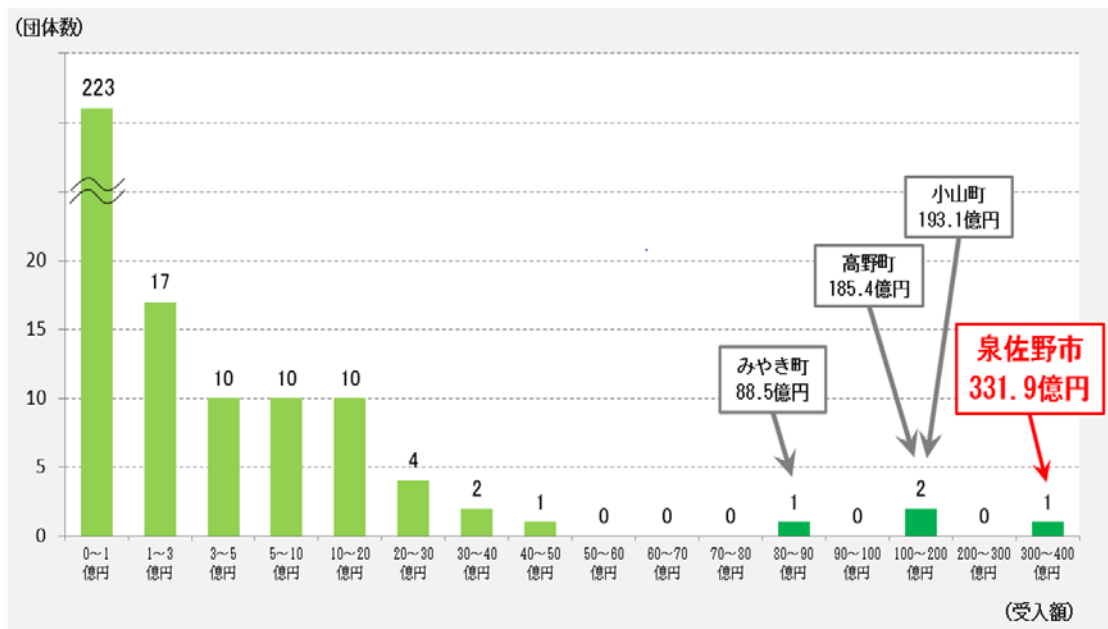
【対象期間中において寄附金の募集を適正に行った地方団体と不指定となった4地方団体が同期間中受け入れた寄附金額の分布】



そして、下表【対象期間中において各地方団体が返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品によって受け入れた寄附金額の分布】をみても明らかなおり、対象期間中、返礼割合3割超又は地場産品以外の返礼品によって受け入れた寄附金額が、50億円以上80億円までに分布する団体は、一つも存在しない(乙31)。

このように、泉佐野市を含む不指定となった4地方団体の受入額と、それ以外の地方団体の受入額との間に、これほどの乖離があることから、寄附金の募集を適正に行った地方団体のうち最も多くの寄附金を受領した地方団体の受入額を考慮し、最大額50億円を不指定の基準としたことには、合理性、相当性が認められる。

【対象期間中において各地方団体が返礼割合 3 割超又は
地場産品以外の返礼品によって受け入れた寄附金額の分布】



イ 今般、不指定となった4地方団体以外の地方団体の対象期間中の返礼割合 3 割超又は地場産品以外の返礼品による寄附金受入額は、上記のとおり最高でも 50 億円未満にとどまるのに対し、上記 4 地方団体の対象期間中の同寄附金受入額は、上記のとおり、約 88 億円ないし約 332 億円と、その他の地方団体と比べると、突出して高額であり、いずれもほぼ上記基準額である 50 億円を遥かに上回る高額の寄附金を集めていたものである。

中でも、特に泉佐野市については、対象期間だけで、上記基準額の約 6.6 倍である約 332 億円以上の寄附金を集めていたのであって、優に上記基準額に該当する（乙 31）。

(3) 小括

よって、泉佐野市が、本件告示 2 条 3 号にいう、「当該趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領

した地方団体」に該当することは明らかである。

3 まとめ

これらの事情に加えて、前記第2の2(2)及び(3)のとおり、総務大臣は、泉佐野市に対し、平成30年11月1日以前の時点で、同市の募集の方法がふるさと納税制度の趣旨からすれば、著しく適正を欠き、制度の存立を危ぶませるもの（地方自治法245条の5第1項の要件）であることについて、同市が十分にその内容を理解できる程度に、重ねて警告を発し、是正を促してきた。それにもかかわらず、泉佐野市は、前記1のとおり、募集の方法を是正することなく、むしろ、より制度の趣旨に反する方向に拡大させていったものである。

以上によれば、泉佐野市が、本件告示2条3号に該当しない地方団体であることは明らかであり、同市をふるさと納税の対象団体と指定しないとした総務大臣の判断は、明らかに合理性のあるものであって、適法かつ相当である。

第6 泉佐野市が返礼品を提供しない団体とは認められず、地方税法37条の2第2項の各基準に適合するとは認められないこと

前記第5のとおり、泉佐野市は、本件告示2条3号に該当しないことから、地方税法37条の2第2項柱書の要件を満たさない（審査申出書8ページ記載の本件不指定通知書記載の理由②に該当する。）。

なお、これに加えて、泉佐野市は、以下の点でも、地方税法37条の2第2項の要件を満たさないことから、本件不指定は適法かつ相当である（審査申出書8ページ記載の本件不指定通知書記載の理由①及び③）。

1 同市は今後も返礼品を提供する意思を公式に表明しており、「返礼品を提供しない」旨の申出書の記載を前提とすることができないこと

泉佐野市は、平成31年4月5日付けの申出書において、令和元年6月1日以降の寄附金の募集につき、「返礼品等を提供しない」旨の記載をしている（甲17）。

しかしながら、泉佐野市は、以下のとおり、申出書提出後間もない平成31

年4月11日に行った公式の記者会見において、今後も返礼品を提供する予定であることを表明している（公式記者会見の様相を相手方において書き起こしたものの一部抜粋。注及び下線は相手方による。）。（乙46）

【問】先ほどその返礼品を送付しない形でのふるさと納税の仕組みということで申請を出されたということなんですけども、逆に言えば6月1日からふるさと納税していいですよというなかたちで総務省から認可が、指定がされた場合に、返礼品とかは随時増やしていく方針というのは考えておられるのでしょうか。

【答】（阪上成長戦略担当理事。以下同じ）そうですね、返礼品は全く送らないというわけではなくて、木ノ元（注・泉佐野市参事）からも申し上げたように、申請が3日（注・4月3日）に説明があつてですね、5日まで、5日の3時までっていうような期限でした。先ほど申し上げたように膨大な資料を作成する中で、提出期限に間に合わせようというようなところで、暫定的に返礼品についてはそう0にせざるを得なかったというようなことですので、今後については、当然我々も地元の事業者、先ほども申し上げたように、ふるさと納税に取り組める環境っていうのを提供したいってことは考えておりますので、そこはしっかりやっていきたいというふうに考えてます。

【問】総務大臣宛に出すことになっている申出書、チェック欄があるやつですね、それは出されたと。それ以外に添付しなきゃいけない書類で、返礼品のリストとか、これまでの提供状況とか等々出さなきゃいけないようなんですけど、それは、特に返礼品のリストをまだ出していないと、そういうことですか。

【答】そうです、6月以降提供する予定の返礼品のリストを提出するようになってことでしたので、それが時間的に間に合わなかったということでございます。

【問】つまりそれは物理的に例えば1,200っておっしゃってましたけど

(注・現行の返礼品が1,000種類以上ある旨の発言), それのうちどれにするのかっていうのを簡単に決められないので, それは追加で出すけれども4月5日には出せなかったっていう物理的な問題 ということですよ。

【答】 そういうことです。

【問】 つまりあの, ちょっとやや誤解してしまったんですけど, そもそも一旦は 全部送るのやめる前提 というふうにも聞こえたんですけど, そういうことではなくて。

【答】 そうですね, 物理的・時間的な問題 ということでございます。

以上の記者会見における泉佐野市の説明は, 同市が返礼品を提供しないというわけではなく, 同市が申出書に返礼品を提供しない旨記載したのは, 単に令和元年6月以降に提供する予定の返礼品に関する書類の作成が時間的に間に合わなかっただけの理由であるというものである。このように, 同市は, 返礼品を提供しないものとは認められず, むしろ, その意思があることを示している。

したがって, 泉佐野市の申出書における「返礼品等を提供しない」旨の記載を前提にすることはできず, 指定の可否の判定に際し, 泉佐野市が返礼品を提供することを前提に審査を行うことは適正である。

2 泉佐野市は返礼品の誘引に依存した地方税法の趣旨に反する寄附金の募集を継続し, 返礼品による誘引を優先した政策をとっていること

(1) 泉佐野市は, 前記第5のとおり, 従前から提供する返礼品について他団体に比して軒並み高い返礼割合を維持するなど, 提供される返礼品の返礼割合が高いことを強くアピールしながら寄附金を募ることを継続してきた団体である。また, 同市の平成31年2月5日付けのプレスリリースでも, 約140社の民間事業者と協力して1,000種類以上の品目を取り揃えてきた旨を発表するなど, これまで, 全国の地方団体の中で最も返礼品による誘引力の向上を優先させてきた団体の1つである。(乙47)

(2) 泉佐野市は、平成30年11月27日の記者会見においても、「綺麗事では、なかなか寄附は集まらない。」などと説明しており、ふるさと納税制度において現実的に相当額の寄附金を集めるには、あらゆる種類の返礼品の誘引力を用いることが必要であると表明している。(乙48)

(3) 以上の諸事情に照らせば、泉佐野市が、返礼品の返礼割合の高さによる誘引力に依存した、地方税法の趣旨に反する態様でのふるさと納税による寄附金の取得を優先した政策をとっていることは明らかである。

かかる基本姿勢には、同年4月の申出書の提出後も、変化がうかがわれず(上記1)、仮に同市が地方税法37条の2第2項の団体としての指定を受けていた場合には、申出書の記載のとおり、返礼品を提供しないで寄附金を募集するとは考え難いものというべきである。

3 泉佐野市の申出が地方税法37条の2第2項の各基準に適合しないこと

(1) 本件不指定通知書記載の理由①

前記の地方税法37条の2第2項の趣旨及び同条6項が虚偽の報告をした場合を取消事由と定めていることなどからすれば、申出書には事実に沿った記載をすべきことは当然である。

そして、上記1のとおり、泉佐野市の申出書の「返礼品等を提供しない」旨の記載を前提とすることはできず、同市は、返礼品の提供を予定しているにもかかわらず、「時間的に間に合わなかった」などとして提供予定の返礼品に関する書類を何ら提出していないのであって、泉佐野市は地方税法37条の2第2項の基準に適合していることを証する書類を提出していないというほかない。(甲17)

以上によれば、泉佐野市が提出した申出書及び添付書類の内容は、同法37条の2第2項の基準に適合していることを証するものと認めることはできない。

(2) 本件不指定通知書記載の理由③

また、上記1のとおり、泉佐野市については、返礼品を提供することを前提とした審査を行うべきところ、上記2及び前記第5のとおり、同市は、これまでふるさと納税制度の趣旨に反する方法により寄附金の募集を続けてきており、特に不指定の直前まで、最大6割という高い返礼割合で、かつ、地場産品に該当しない返礼品を、その金銭的な価値を強調する広告を用いて募集するという募集方法を続けていたものである（なお、不指定となった後には最大7割に返礼割合を引き上げ、ふるさと納税指定制度の施行日の直前まで募集を行った。）。（乙32）

さらに、同市の申出書において、ピーチポイントは地場産品であると記載されており、平成31年4月11日の同市の公式記者会見において、「ピーチポイントってのはすごく泉州タオルと並ぶ大切な返礼品でございますので、これはまあもし指定されない、排除されるというふうなことがあれば、異議は訴えていきたい」旨が述べられているが、ピーチポイントは、前記第5の1（2）イ（イ）のとおり、明らかに地場産品以外かつ金銭類似性が高い返礼品であり、泉佐野市は今なお地場産品の範囲についての認識を誤っていることが明白である。（乙46）

上記のような事情を考慮すれば、同市において、令和元年6月1日以降、地方税法37条の2第2項1号の返礼割合3割以下基準又は同項2号の地場産品基準という各基準に適合する返礼品を提供するとは考え難いものというべきである。

以上によれば、泉佐野市は、地方税法37条の2第2項各号の基準に適合する地方団体と認められないことは明らかである。

第7 まとめ

以上のとおり、本件告示2条3号は法律の委任の範囲を超えるものではなく、また、①泉佐野市が地方税法37条の2第2項の各基準に適合することを証する申出書及び添付書類を提出せず、また、②同市が本件告示2条3号に該当せ

ず，さらに，③同市が同法 37 条の 2 第 2 項各号に掲げる基準に適合する団体としては認められないため，本件不指定は適法かつ相当なものであり，審査申出人の主張には理由がないことは明らかである。

以 上